被扶養者に係る確認時　必要書類一覧(子)

(注)個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	区分	世帯	必要書類
1	子	有 (有)	無	学齢18歳以下	–	□ なし ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」を提出(養子縁組をしていない場合)
2			有		–	**収入がある場合は、状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) **<労働条件通知書がない場合(R8.4.1以前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)>** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **<公的年金、企業年金、個人年金等受給>** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **<自営業・事業収入等>** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」を提出(養子縁組をしていない場合)
3		無	無 有		同居	□ 在学証明書(学生証の写し可) **収入がある場合は、状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) **<労働条件通知書がない場合(R8.4.1以前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)>** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **<公的年金、企業年金、個人年金等受給>** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
4					別居	□ 在学証明書(学生証の写し可) □ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) **収入がある場合は、状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) **<労働条件通知書がない場合(R8.4.1以前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)>** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **<公的年金、企業年金、個人年金等受給>** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **<自営業・事業収入等>** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)

※任意継続組合員の被扶養者は、扶養手当「無」に係る書類を提出

被扶養者に係る確認時　必要書類一覧(子)

(注) 個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	区分	世帯	必要書類
5	子	有 (有)	無	大学生・短大生 高専生は18歳以上	−	□ 在学証明書(学生証の写し可) ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
6			有		−	□ 在学証明書(学生証の写し可) **収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合ボタン押下) **＜労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)＞** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **＜公的年金、企業年金、個人年金等受給＞** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **＜自営業・事業収入等＞** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
7		無	無		同居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
8					別居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) □ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
9			有		同居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) **収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合ボタン押下) **＜労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)＞** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **＜公的年金、企業年金、個人年金等受給＞** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **＜自営業・事業収入等＞** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
10					別居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) **収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合ボタン押下) **＜労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)＞** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **＜公的年金、企業年金、個人年金等受給＞** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **＜自営業・事業収入等＞** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)

※任意継続組合員の被扶養者は、扶養手当「無」に係る書類を提出

被扶養者に係る確認時　必要書類一覧(子)

(注)個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	区分	世帯	必要書類
11	子	有 (有)	無	上記以外の学齢19歳以上 大学院生 夜間、通信大学生・高校生 専門学生 予備校生 就職浪人 フリーター等	–	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
12			有		–	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) **収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) **＜労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)＞** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **＜公的年金、企業年金、個人年金等受給＞** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **＜自営業・事業収入等＞** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
13		無	無		同居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
14					別居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) □ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
15			有		同居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) **収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) **＜労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)＞** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **＜公的年金、企業年金、個人年金等受給＞** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **＜自営業・事業収入等＞** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)
16					別居	□ 申立書 □ 在学証明書(学生証の写し可) □ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) **収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出** □ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) **＜労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)＞** □ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) **＜公的年金、企業年金、個人年金等受給＞** □ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) □ 市区町村発行の所得証明書 **＜自営業・事業収入等＞** □ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類 ※ 内縁の配偶者の連れ子の場合は「世帯全員の住民票」も提出(養子縁組をしていない場合)

※証明書類の有効期限は、市区町村発行の書類については戸籍謄本及び身体障害者手帳の写(内容等に変更がない場合に限る。)を除き
原則として3か月、市区町村発行の書類以外は原則として1年間です。

※任意継続組合員の被扶養者は、扶養手当「無」に係る書類を提出